

1911年関税改正と立憲政友会 ——都市商工業者との関係を中心に——

Rikken Seiyukai on the Tariff Reform of 1911:
Focusing on Relationship of political party to Urban Merchants and
Manufacturers.

海野 大地*

はじめに

1911年関税改正は、不平等条約のもとにあった近代日本による権利回復の集大成であり、片務的な関税協定から脱却して国定関税を主軸とする、関税自主権の確立を達成した関税改正は、この税権回復を見越して、不平等条約の期限（1911年）から逆算し準備された。

本稿は、1911年関税改正において、過半数政党として衆議院を握った立憲政友会が、いかに活動し、いかなる役割を果たしたかを、都市商工業者との関係を中心に明らかにするものである。したがって本稿では、関税改正のなかでも国定関税（関税定率法に付随する輸入税表）の改正、すなわち関税率設定に着目する。関税率設定は、当業者の多種多様な利害の調整を必要とする。そこで、この利害調整に、政府当局者、当業者、政党の諸アクターがいかに対応したかを検討することが課題となる。

これまで1911年関税改正をめぐる研究は、外交史や経済史的見地からの検討が中心であった。それは租税をめぐる問題が概して国家統治における負担配分の問題となり、地租・営業税・諸消費税をめぐる対立が近代日本の主

* 立命館大学大学院文学研究科博士課程後期課程

要な政治問題となったのに対して、関税は長らく不平等条約のもとで片務的な協定関税が設定されたことから、条約改正史上の問題として整理されるか、あるいは国内産業保護との関係から問われてきたためである。

外交史研究としては、1911年関税改正に携わった外務官僚川島信太郎氏が、条約改正の準備段階・交渉段階とその影響をまとめた基礎文献があり¹⁾、本宮一男氏が、外務省所蔵の条約改正関係資料を用いて改正準備の審議過程を明らかにし、鉄鋼関税をめぐる外交交渉過程を検討した²⁾。経済史研究としては、奥和善氏が、関税改正を貿易政策として巨視的視点から検討し、1911年改正を「世界の関税による保護主義の流れの中で日本は関税自主権を回復し、関税の引き上げを開始した」とまとめた³⁾。ただし議会－政党の動向は、米穀保護関税に注目した地主保護の一環という評価に限られる⁴⁾。

このように関税改正をめぐる議会の関与は、ほとんど注目されない⁵⁾。そればかりか関税率設定には利害調整が必要となり、そのためには当業者からの民意調査が必要となったことについても着目されず、政府当局者の対応、都市商工業者の動向⁶⁾、そして関税率の最終調整をはかる議会－政党の役割は、いずれも明らかでない。

そこで本稿は、関税率設定をめぐる諸アクターの対応を整理し、なかでも衆議院に過半数を有し関税率設定を主導した政党、立憲政友会の役割に着目する。すなわち関税改正をめぐる保護主義の発現に政友会がいかに関与したのか、関税改正を通して都市商工業者といかなる関係構築をはかったのかを明らかにしたい。

政友会による関税改正には、二つの重要な政治的背景があった。それは商業会議所をはじめとした都市商工業者との関係、企業による代議士の買収という悪質なロビイング活動が摘発された大日本製糖疑獄事件（以下、日糖事件）である。

当該期の都市商工業者については、宮地正人氏により商業会議所の政治主体化ないし中小商工業者の政治活動が、日露戦後の政治経済状況のなかで見

出され⁷⁾、石井裕晶氏らにより営業税や三悪税（塩・織物・交通税）をめぐる廃減税運動の分析が、中野武官など指導者層への着目を中心に進められてきた⁸⁾。そこでは、政友会と都市商工業者との関係が、日露戦後における商工業者の政治運動ないし政界参入により悪化したことが指摘される。

これに対して、関税改正への対応は、代替財源を要する減税要求と異なり、現実味に欠ける要求や財源確保の必要に迫られることなく、都市商工業者の利害調整をはかり存在感をアピールする好機であった。さらに関税改正へのコミットは、過半数政党として主導権を握った政友会に限定される、他党に対する優位性となりえた。そこで本稿は、都市商工業者の多様な利害が先鋭化する関税改正への対応を検討することで、政友会が商工業者といかに関係構築をはかろうとしたか、それが都市への勢力扶植につながったのか否かを問う⁹⁾。

日糖事件については、近年伊藤陽平氏が、産業保護主義を掲げた政治勢力による党派を超えた政界再編の動きとの関連を指摘する¹⁰⁾。その政界再編とは桂太郎を掲げて二大政党政治を目指す「大合同」であり、「大合同」を推進した「政友会非幹部派」らの計画を頓挫させた契機として、日糖事件を位置づけた。ここで注目すべきは、「政友会非幹部派」が掲げた産業保護主義が、日糖事件として摘発された悪質なロビイングに結びついたことである。そこで本稿は、日糖事件がその直後に行われた関税改正にいかなる影響を及ぼしたかという点に着目する。すなわち「非幹部派」の後退が、政友会の政務調査とくに関税調査にいかなる影響を与えたか、日糖事件が都市商工業者との関係構築にいかに作用し、また政友会の産業保護をいかに変質させたかを明らかにする。

以上の問題意識から、本稿は次の構成をとる。第一章では、関税の改正方法をめぐる問題をとりあげ、政友会の政策調査立案を担った党人派（とくに土佐派）政策通の関税論、政府当局者による民意調達の模索を検討する。第二章では、諮問答申関係の様相と都市商工業者の動向を明らかにし、関税改

正における主義の折衷と顕現を問う。そして第三章で、関税改正の政治的背景として、都市商工業者との関係・日糖事件による影響を検討する。これをふまえ、第四章では、政友会が関税改正においていかなる役割を果たしたのかを明らかにする。これにより政友会の関税改正における産業保護主義の発現を評価し、都市部への勢力扶植の可能性を問いたい。

第一章 関税率の設定方法をめぐる議論

1911年関税改正が政治課題となったのは第25・26議会（1908年末～10年初頭）であり、関税改正をめぐる大体方針＝関税率の設定方法を定める段階（25議会）と、具体的な税率の軽重を定め税目間調整をはかる段階（26議会）に分けられる。本章では、まず前者の段階を検討する。

第一節 政友会における土佐派政策通の関税論

関税率をいかに設定するか、という関税改正の大体方針をめぐる問題に、政友会側からアプローチしたのが政友会の党人派政策通、とくに（旧）自由党土佐派の政策通であった。彼らは栗原亮一と森本駿を中心とし、自由党時代より関税自主権の確立を希求し、初期議会期にて「通商国家構想」の一環として海関税を主張した¹¹⁾。ここで注目すべきは、1911年関税改正において政府方針となった国庫収入と産業保護の両立を、すでに自由党時代から求めていたことであろう。栗原は、1890年代初頭の第2議会から「条約改正に伴う海関税の徴収と国庫収入の増加、国内産業保護という観点から通商航海・工業を国是とする日本で特に重要な法案であるとの認識」¹²⁾を一貫してもっていた。栗原は、同議会で海関税法案を提出し、これを受けて大蔵省主税局長が商業会議所へ諮問をはかり、会議所の重要議題となった¹³⁾。さらに陸奥条約改正のさなかの第8議会でも海関税法案を提出したが、不平等条約のもとでは、十分な訴求力を持つことは難しかった。

この点を問題視した森本駿は、1895年3月、協定関税について持論を説いた¹⁴⁾。それは、不平等条約下の片務的な協定関税を批判し、議会の税率設定権（大日本帝国憲法第21条・第62条）を根拠に、条約により定める協定関税にも「議会の承認」が必要であるとする主張であった。この森本の関税論は、条約改正を伴わないなかでは現実味に欠ける提起であったが、「通商国家構想」を掲げる自由党土佐派の系譜のうえに位置づいた。

そして1911年の条約期限が迫り、関税自主権の獲得を既定方針として政府内外で準備が進められるなかで、森本は複関税制度の導入を主張した¹⁵⁾。それは関税自主権の確立にあたり、協定関税に対しても「議会の承認」を必要とするよう方針転換をはかるものであった。複関税制度とは、相手国との条約により定める協定関税についても、あらかじめ税率の上限と下限（最高税率と最低税率）を議会において定めておき、それを公示したうえで条約交渉に臨むという、関税率の設定方針であった。

それでは、森本は複関税制度にいかなる利点を見出したのか。ここでは当業者（貿易業者）に向けた主張をとりあげたい¹⁶⁾。森本は、「外交当局者の手腕に依ては都合よき協定が出来る事とは思ふが、併し若し其の手腕が鈍くつてウマクやれない時には、却て不利益を受ける事がある」と外交官の交渉能力に一任することへの懸念を示し、片務的な関税協定の回避を第一の利点とした¹⁷⁾。そして、第二の利点として、

国定税率が議会協賛を経るを要するは勿論であるが現行制の協定税率は条約に一任するから議場に提出せぬ、然るに複税率制は最高最低両率とも法律案として議場に提出せねばならぬ、此時に於て民間一般の人々も此案を手にする事が出来て、国家経済上より打算し若くは各自の利害関係より見て税率の軽重を審査して議会及び政府の参考に資する事の機会を得るのである、之を現行制度の様に政府当局者をして秘密の程に他国と協定せしむるといふに比すれば、何れか公明にして何れか合理で

あるかは、識者を待たずして自ら明なことであると思ふ

と、関税率設定の全てに議会の承認が必要となれば、議会を通してすべからず民意を波及しえんとし、「公明」性と「合理」性の点から他国との秘密協定に優れると主張した。

森本は、こうした論法により、関税率設定において実業家と官僚のあいだに議会＝政党が割り入る構造をつくることで、議会の介入を貫徹させようとしたのである。この構想は、政友会内の政務調査会での可決をへて「関税改正方針に関する建議案」として第25議会に提出された。その際森本は、条約締結を「大権の範囲内」としつつ「条約の結果として新に法律の制定を要する場合又は法律に変更を来すやうなる場合」には立法府の関与が必要として、憲法論から建議案の妥当性を説いた。同案は委員付託となり特別委員会が開かれるも、政府委員は反対を貫き議論は平行線を辿った¹⁸⁾。

結果として、森本は関係官僚の委員会への登壇を求めたが叶わず、特別委員会の野田卯太郎委員長は建議案を「宿題」¹⁹⁾として見送った。条約改正のタイムスケジュールとして、次の第26議会は関税率設定の場となる。それゆえ、その設定方法をめぐる議論が「宿題」となったことは事実上の廃案を意味した。議事の停滞は、政務調査会の賛同を得た一方で、野田やその背後にあった原敬ら有力幹部が支持しなかったためであった。複関税制度はあくまで政友会党人派による関税論にとどまり、結果として“議会の介入”は、従前のおり条約交渉の基礎となる国定税率の設定に限定された²⁰⁾。

第二節 政府当局者主導の関税改正と民意調査

国定税率の設定は、各産業間での関税率調整をともしない政府当局者主導によりはかられた。したがって、まず注視すべきは当局者側でなされた議論である。そこで重要な論点となったのは、関税率設定にあたって民意をどこまで取り入れるかという点であった。

当初、関税改正の準備調査は、外務省・大蔵省・農商務省がそれぞれ別個に主管事務の範囲内で行っていた。改正期限が近づくと、各省の意見をまとめる必要に迫られ 1908 年 8 月、各省を統括する臨時組織の設置が企図された。そこで設置されたのが、小村寿太郎外相を委員長とする条約改正準備委員会（以下、準備委員会）である。準備委員会では、表 1 のように全 9 回の全体会議が催され、第 1 回から第 4 回会議にかけて関税改正の大体方針が定められ、第 5 回から第 7 回会議にかけて具体的税率案（関税定率法改正案に付随する税表）の審議・設定がはかられた。

表 1：「条約改正準備事務沿革」²¹⁾

| 時期 | 回 | 概要 |
|----------|---|---|
| 08.11.6 | 1 | 議事規則の議決。改正方針の審査。特別調査事項及委員の指名。 |
| 09.1.12 | 2 | 小村寿太郎特別委員長より調査進行現況の報告。第五特別委員会提出「協定税率に関する決議」を審議、可決。 |
| 09.1.22 | 3 | 第四特別委員会提出「 国定税率に関する決議 」を審議、修正可決。小村委員長提出「条約改正開談時期に関する件」を決議。 |
| 09.7.14 | 4 | 小村委員長提出「 条約改正に関する方針審議案 」（① 根本方針設定 ）を可決、第二・第三特別委員会提出「外国土地所有権に関する決議」「沿海貿易に関する決議」の審査、修正可決。 |
| 09.9.29 | 5 | 第四特別委員会提出「 関税定率法改正案 」（② 関税率設定 ）の審議。 |
| 09.10.1 | 6 | 同案継続審議。従量税への換算過程で修正。 |
| 09.12.23 | 7 | 同案可決 。小村委員長提出「新日英通商航海条約草案」「日英特別相互関税条約草案」を討議し、別に特別委員会設置（12.27・29に会議）。 |
| 10.1.11 | 8 | 同二案を委員会に報告し審議の上、可決。 |
| 10.1.18 | 9 | 第一特別委員会提出「永代借地権に関する決議」第五特別委員会提出「関税協定に関する決議」を審議の上、可決。 |

この準備委員会の調査課題は 5 つに分けられ、それぞれに調査特別委員会が設置されることとなり、国定税率の設定を担う委員会は、第四特別委員会

と通称された。その構成は、若槻礼次郎大蔵次官を委員長とし、大蔵省 5 名（次官・主税局長・書記官 2・技師）、外務省 3 名（政務局長・通商局長・書記官）、農商務 3 名（商工局長・農務局長・参事官）と、大蔵省の主導性が強いものであった²²⁾。それは、政府案が大蔵省主税局起草の「関税定率法付属税率表草案」を基礎として、第四特別委員会や条約改正準備委員会、そして関係閣僚の審議・修正によって設定されたためである²³⁾。

国定税率の設定は、まず 1908 年 11 月 28 日に、第四特別委員会が基本方針として「国定税率に関する決議」をなし、これが翌 1909 年 1 月 21 日の第 3 回準備委員会にかけられた²⁴⁾。この決議では、民意調達方法に関わる事項として、①当業者への諮問（「必要に応じ随時書面若くは口頭を以て商業会議所、実業団体又は当業者に諮問す」）と、②官民連合委員会の設置（「実業家を加へたる委員会を組織し税表案編成の後適當の時期に於て之を諮問す」）の二点が含まれており²⁵⁾、この二題をめぐる、準備委員会は次の三点を議論した²⁶⁾。

第一に、官民連合委員会の設置についてである。押川則吉農商務次官は、「意見を聞くだけ」ならよいが実業家を集めても「価値ある意見」は得られないと懸念を示し、これに対して一木喜徳郎内務次官や桜井鉄太郎主税局長は「政略上」として官民連合委員会の設置を説いた。その結果、平田東助内相・下岡忠治農務局長・若槻礼次郎大蔵次官による未決あるいは不要との意見（若槻は大蔵省の方針として発言）が上回り、「政略的」意味合いでの設置に対しても消極的な態度がとられた。

第二は、官民連合委員会への議員参加についてである。「政略上」委員会設置を主張した一木内務次官は「議員を加ふるときは議事に於ける法案の通過上等にも大に利益あることあり、故に之を実行しては如何」と、官民委員会への議員参加が法案通過に有効であると説いた。対して大久保利武商工局長は「議員に諮すか如きは寧ろ害あらむ。従来例によるに議員の如きは別に深く一般に利害を講究せず。特別の利害関係によりて意見を左右するか如

きことなきにしもあらず」と一蹴した。結果として議員参加は有害とされ、即座に棄却された。

第三は、諮問方法についてである。小村委員長は意見聴取の二大目的を「税率を定むるの参考」とすることおよび「政略上の目的」と整理し、「委員会が主として諮問したりとせされは満足せざるへし、依て委員会に於て決議を経たる事項を主管の省に於て委員会のためにすると云ふ名義にて諮問」すべきと、政略上から委員会名義で主管各省が諮問する方針を提起した。これに対して、各省委員は消極的であり、各省ごとに諮問をはかり「各省に於て重要と認めたるものは準備委員会に交渉すること」²⁷⁾が内諾されたようである。

このように第3回準備委員会では、「実業家を加へたる委員会を組織するも之に依りて遺憾なく各方面の意見を知るの目的を達すること難かるべく又這般の目的は第一の手段に依りて凡そ之を達することを得へきを以て本委員会を設くるの必要なし」として①当業者への諮問のみが採用され、諮問答申関係への限定がはかられた。すなわち当業者からの建議請願や答申、各実業団体の意見書などを「税率を定むるの参考」として用いた、政府当局者主導での関税率設定が志向されたのである。

他方、②官民連合委員会の設置は見送られ、同年7月の第4回準備委員会の決議「条約改正における方針」により不設置が確定した²⁸⁾。また議会勢力に対しての情報開示は議会開会后とされた。したがって政友会の関税改正への関与は議会での政府案修正に限定され、当局者主導での関税改正は民意調達においても貫かれた。

第二章 都市商工業者と関税改正

第二章では、政府案形成を支えた諮問答申関係の様相と、都市商工業者による関税調査の動向を把握する。ここで注目すべきは、主義の折衷がはから

れる一方で、主義の相違が顕現する場合があったことである。

第一節 関税改正をめぐる折衷方針と諮問答申関係

まず留意すべきは、関税改正が、多様な目的・主義方針のもとに試みられたことである。すなわち関税改正の目的は、関税自主権の確立による「産業保護」の推進にのみあったわけではなく、通商重視の「自由貿易」主義、関税による財源捻出をはかる「国庫収入」主義、あるいは「外交交渉」上の見地からの穏健な国定税率の設定²⁹⁾という、多様な主義や立場のうえに行われた。それらは、大蔵省－国庫収入、農商務省－産業保護、外務省－外交交渉重視というように、各省それぞれの立場と結びついた。

たとえば1908年12月、条約改正準備委員会の組織に際して、関税改正を担う官僚間で次のような意見交換があった。大蔵省書記官山崎四男六は、準備委員会を主導した外務省書記官諸井六郎に対して、外務省は現行国定税率を高率に過ぎると評するが、日本の現行関税は他国と比べても高率とはいえ、今回の改正で従価2割程度に調整すればより適当なものとなると主張した³⁰⁾。

このように、多様な立場を調整し一案にまとめるために組織されたのが条約改正準備委員会であり、関税改正は各省の立場に配慮した、折衷的な改正が求められた。それでは、この折衷的な改正をはかるため、諮問側の政府当局者は、当業者に対してどのような意見を求めたのか。当局者の意向は、産業保護や自由貿易といった学説的な主義の問題にこだわらず、当業者の具体的な利害関係や意見の提示を求める、というものであった。

1908年6月、全国商業会議所連合会総会にて、石井外務省通商局長（のち外務次官・条約改正準備委員長）は、官民一致での関税調査を求め、自由主義や保護主義といった「学説上ノ研究ハ暫ク措キ各目ニ付テ又日本ノ現状及海外ノ状況ニ照シテドウスルカト云フ実地ノ調査ニ早速御取掛リニナツテ、少シ御面倒ナ話デアルケレドモ各目ニ付テドウスルカト云フコトヲ各管

内ノ当業者ニ就テ詳シク調べラレンコトヲ希望」した³¹⁾。

同席した大久保商工局長も、「私等ガ平素此問題ヲ攻究スルニ当ツテ最モ苦心致シマスノハ材料ノ蒐集デアリマス……将来互イニ意見ノ交換材料ノ蒐集等ニ付テ共ニ尽力シタイト考ヘテ居リマス」と将来的な農商務省諮問への協力を要請した。さらに関税調査が佳境に入る 1908 年 12 月になると、大浦兼武農相が全商連関係者を招いて改正意見の提示を求め³²⁾、翌 1909 年 2 月には日本貿易協会の月例会にて「是迄の権利義務の条約改正でない、利益の問題」と関税改正を位置づけ、当業者意見を求めた³³⁾。

以上のように、諮問の目的は、主義の問題ではなく利益問題としての当業者意見を集めることにあった。こうした当局者の意思表示のもとで、諮問は次のようにはかられた。

1911 年関税改正に向けた諮問の端緒は、条約改正準備委員会の設置に先んじて税表作成を担った大蔵省が、1908 年 1 月に商業会議所へ行ったものであった³⁴⁾。これは関税率設定の基礎とするべく大蔵省主税局が起草していた「大蔵省輸入税表草案」³⁵⁾の参考とするためであったが、商業会議所は具体的な調査をはかる段階にはなく、満足な答申は得られなかった。

そこで準備委員会での議論（第一章第二節を参照）を経て、大蔵省と農商務省の主導で再び諮問が試みられ、都市商工業者や農業経営者・地主といった広範な当業者への意見聴取がはかられた。諮問対象を大別すれば、個人や企業に対してのものと、それらが結集した中間団体ないし異業種間連帯に対してのものに分けられる。とくに後者は、都市商工業者の組織として法認された商業会議所、任意団体ながらその中央運動体として組織された全国商業会議所連合会（以下、全商連）を中心とした。会議所の中でも貿易・工業の中心である横浜・神戸・大阪などの主要都市は個別に改正意見を示し³⁶⁾、さらに会議所の全体意見として全商連案が立案・提示された³⁷⁾。これに加えて、工業者が集う日本工業協会³⁸⁾や貿易業者が集う日本貿易協会³⁹⁾など、中小の都市商工業者を束ねた異業種間連帯も改正意見を提示した⁴⁰⁾。また農

業団体として、農商務省農務局が系統農会へ諮問し、穀物関税を中心とした農業保護的意見が答申された⁴¹⁾。

こうして集まった答申は、第四特別委員会による政府案税表の逐条審議の直前（1909年8月初頭）、それまで蓄積された建議請願類とあわせて、大蔵・農商務両省ごとに冊子にまとめられ⁴²⁾、両省の税表案形成や審議の参考に供された⁴³⁾。また大部にわたる意見や、7月末に間に合わなかった意見は別添として参考にされた。政府案は、かくして大蔵省主税局が起草した税表案をベースに、農商務省案を加味し、第四特別委員会や条約改正準備委員会、そして関係閣僚の審議・修正をへて編成された。

第二節 異業種間連帯による折衷方針

改正意見のなかで注目すべきは、異業種間連帯による包括的な関税意見の提出である。広範な個別利害が自主的に調整され、産業保護・自由貿易・国庫収入の各主義を折衷した改正方針が掲げられた。

日本工業協会や日本貿易協会（以下、日工協／日貿協）は、工業者・貿易業者それぞれの立場から関税改正に向けた当業者の意見表明の必要を説いた。日工協は従価2割4分とやや産業保護に寄り、日貿協は貿易業者の見地から通商重視に寄るが、いずれも折衷論を唱えて改正意見をまとめている⁴⁴⁾。その調査経過として、日工協が、1908年7月に評議委員を設置し1年間の調査をへて1909年7月27日の総会で改正意見を決議し、政府当局者に提示した⁴⁵⁾。日貿協は、1909年10月と始動が遅れたが、当業者との連絡会を設けて税率査定をはかって仮決定をなし、さらに委員が手分けして家宅訪問をはかり、再修正をしたうえで決議する綿密な調査であった⁴⁶⁾。

このような異業種間の円滑な意見調整を支えた要因として、次の二点が指摘できる。第一に、各組織の指導者層が商業会議所の上層として重なりあったことである。日工協の副会長日比谷平左衛門、日貿協の池田謙三・大谷嘉兵衛両副会頭（会頭は未設置で池田が東京・大谷が横浜を管掌した）は、い

ずれも東京や横浜の商業会議所の中心メンバーであった。こうした都市上層の重なりは、『東京商業会議所月報』において、池田と日比谷の両人がそれぞれの立場から関税改正を説いたことから顕著にうかがえる。池田は貿易業者を代表して輸入超過を解消するための販路拡大を訴えてそのなかで関税改正の必要を主張し（1909年3月）⁴⁷⁾、日比谷は工業者を代表して課税対象の加工程度や国内生産の可否を斟酌した関税改正を説いた（同5月）⁴⁸⁾。

このように明治末期における商工業者の利益集団は、これを束ねる都市上層の人的な重なりを背景に政府当局者と結びつき、中下層の都市商工業者の利害調整をはかる役割を果たした。それゆえ利害を異にしながらも、政府との諮問答申関係のもと調和折衷的な志向をとった。これは、個別利害への対応の積み重ねのみでは收拾をつけることが困難であった、諮問側＝政府当局者にとって好都合であったといえよう。

第二に、政府当局者との密接な関係である。それは、首相兼蔵相の桂太郎が、1909年4月に都市上層へはかった諮問からうかがえる。この諮問は、「各実業家の見地より関税改正に対し希望する点」のほか14項目にわたる広範な経済・産業意見の聴取であり、桂が金融界・実業界との関係強化をはかり開いた連絡会⁴⁹⁾を背景とした。

これに対する答申は同5月から6月にかけて寄せられ、6月4日には実業家の主催で桂－財界連絡会が催された⁵⁰⁾。紡績業など基幹産業を牽引する有力実業家、有力貿易商、金融資本家、財閥顔役という都市上層が対象となり、池田や日比谷もこれに参加した。答申内容は一樣ではないが、貿易収支改善の要となる重要輸出産業の紡績業の保護が主張される一方で、全体として保護関税の要求よりも関税率の低減＝自由化を求める傾向が強かうかがえる。特筆すべきは、三菱合資会社の管事をつとめた莊田平五郎の関税軽減論である⁵¹⁾。莊田は、関税協定を解消すれば現行の国定税率の1／3を減率させても国庫収入の維持が可能であることを指摘し、鉄鋼類などの輸入原料の無税化を中心に税率軽減を求めた。すなわち国庫収入（の増収）を犠牲に、産業

保護と通商重視（自由貿易）の両立をはかろうとする論法であった。後述するように、荘田は政友会へも同論を唱えており、ここで言及しておきたい。

第三節 商業会議所と関税改正

こうした異業種間連帯は、主義の折衷の成功例であったが、その一方商業会議所の場合は、具体的な関税率調整のなかでかえって主義を顕現させた。すなわち、異なる経済・産業上の背景をもつ主要都市間には埋めがたい意見の相違があり、大体方針は容易に定まるものの関税率設定の段階で、本来的な主義の相違が表出したのである。

全商連の調査過程は、まず1907年11月、関税調査委員の設置を決め、翌1908年1月に委員を選出、さらに主要7会議所の委員中から主査委員を選定した⁵²⁾。同5月21日より京都に主査会を開き、外務・農商務官僚との意思疎通をはかりながら関税方針を固め、同6月上旬の全商連臨時総会で「主義方針」を議決した。ここで定まった商業会議所の総意は、廃減税の財源確保を目的とした国庫収入の確保と産業保護との折衷であった。この総会では、さらに調査範囲を設定し、1909年6月までに各会議所の意見を総合した全商連案の起草を決定して、主要都市の会議所から成案起草を担う主査委員を選定した⁵³⁾。

しかし全商連案の起草は思うように運ばなかった。それは調査の基礎をなす主要都市の会議所の改正意見が、主義の面から一致困難であったからである。横浜・神戸・大阪の各会議所は、それぞれ当業者に意見を募り、あるいは税関より専門官を招致し調査を進めた⁵⁴⁾。特筆すべきは、神戸商業会議所であり、具体的な関税率設定をめぐる改正意見の不一致が生じて、調査が頓挫した。産業保護を第一とする松方幸次郎調査委員長と、これに反対する穩健論（自由貿易主義との折衷論）者が衝突し、松方が委員長を辞す事態にまでなった⁵⁵⁾。

一都市の商業会議所でも内部対立が見られたのであるから、異なる経済的

背景をもつ都市の間では、関税率調整が容易にまとまる筈がなかった。1909年9月7日より全商連の関税調査主査会が開かれ意見集約がはかられたが、全商連案の立案は進まなかった。1909年6月以降、横浜を筆頭に神戸・大阪と改正意見が示されたが、通商重視で自由貿易主義をとる横浜案、工業地域を背景に産業保護主義を採る大阪案、前述のように折衷的で国庫収入主義と評された神戸案と、個別に改正税率を定めていた会議所間に埋めえない相違があった⁵⁶⁾。この主義の相違が、抽象的な方針決定から具体的な税率査定へ移行するなか、顕現したのである。その結果、東京会議所が各案の取りまとめと成案起草を一任され、全商連案は総会での逐条審議をへて、ようやく9月末に確定した⁵⁷⁾。

以上のように、関税改正をめぐるのは主義の折衷が政府方針となり、諮問答申関係の前提となった。そこでは都市上層のまとまりが異業種間調整を促し、折衷方針による円滑な関税改正を支えた。その一方で、商業会議所間の地域的差異から主義の相違が顕現したように、具体的な関税率設定の段階では、折衷方針からの逸脱が懸念された。政府当局者がその懸念を最も高めるのが議会での修正段階であったといえよう。政府案の公示が1910年明けまでずれ込んだ⁵⁸⁾ことで、政党側の改正準備は短期集中的に本格化していく。

第三章 政友会による関税改正の政治的背景

以上のように、政友会の関税改正は、政府当局者が主導した諮問答申関係から隔たれていた。それでは当該期の政友会と都市商工業者はいかなる関係にあったのか。関税改正の直前に起こった日糖事件による影響とともに、関税改正の政治的背景として検討する。

第一節 政友会と都市商工業者

日露戦後における政友会と都市商工業者の関係は、商業会議所との関係に

代表される。その関係は險悪であり、政治主体化をはかる会議所に対し、懸念を抱いた政友会がその弱体化をはかった。その発端は、日露戦後に商業会議所を中心に高揚した都市商工業者の減税要求にあった。これに対して、政友会を与党とした第一次西園寺内閣は消極的であり、厳しい戦後財政のもと財源捻出をはかり酒や石油等の消費税増税を推進したことから、会議所と厳しく衝突した。

会議所を先導した中野武官は、既成政党への働きかけを限界とみて、集会や演説会など政治運動を企図し、さらに1908年2月には実業家政党の組織を試みて、同5月の第10回衆議院選挙では、会議所勢力が都市部に候補者を擁立し国政進出をはかった⁵⁹⁾。ただし中野は国家と業者の媒介として法認された商業会議所が政治活動を行うことを避け、代わりとなる政治運動の根柢を求めた。そこで用いられたのが、同業組合などを基盤に中小商工業者を組織化した東京実業組合連合会であった⁶⁰⁾。

このような都市商工業者を束ねる動きに対して、政友会は大きな懸念を抱き、その対策を講じる必要に迫られた。第10回選挙をへて桂に政権が移った第25議会で、都市商工業者の政治主体化に対して、政友会は次のような対応策を講じた。

第一に、政友会は、森本駿の主導で商業会議所の弱体化をはかり、会議所の組織基盤を支える会費徴収権を奪おうとした。同案は衆議院にとどまらず貴族院をも通過し、これを受けた桂内閣は、賛同はしないが世論の意向ゆえに逆らえないとして法改正を実行し、会議所の会費徴収権を剥奪した⁶¹⁾。この法改正は、政友会が主導したものではあったが、桂内閣も会議所の政治活動を懸念していたことがうかがえよう。第二次桂内閣は、日露戦時外債の処分を主要課題として金融界との関係強化をはかり、行財政整理による財源捻出分を国債償還に充てる方針をとった。それゆえ商業会議所による廃減税要求に消極的であった⁶²⁾。会議所を率いる中野と桂は、西園寺内閣下では政友会の偏武財政批判により同調していたが、桂が政友会との関係を修復すると

ともに関係を悪化させていたのである。

中野は、第 25 議会直後の 1909 年 4 月に、桂との関係悪化の打開策として、従前の既成政党批判と真逆の政友会入りまでをも画策した。しかし原は中野の接近を止め置き、「近来我党に入会を望む者の中には其自己の利害より打算したる者少なからざるが如し」と評している⁶³⁾。後述するように、政友会は党幹部に対抗的な不平分子（非幹部派）を抱えており、党内・議会内ポストの選定をめぐる衝突まで生じていた。原としては、中野のように政略的な異分子を新たに抱え込むことを、認めがたかったのであろう。政友会の意向は、商業会議所の取り込みにはなく、都市商工業者を会議所から引きはがすことにあったといえる。

第二に、選挙制度改正論による対抗である。政友会の根本正は、中小都市から僅かな得票数で代議士が選出されることを問題視し、郡市を区分する現行の選挙制度（都市の独立区選挙制）の見直しを求め、郡市を問わない全県からの比例代表制を提起した⁶⁴⁾。同案をめぐるのは、中野や西村治兵衛ら商業会議所系の代議士を中心に 40 余名の都市選出議員が反対決議を出し⁶⁵⁾、また特別委員会では、山形県市部選出の政友会代議士戸狩権之助など党内からの反対もあり、郡市区別の廃除については棚上げにされた⁶⁶⁾。

こうした選挙をめぐる政友会と都市商工業者との関係については、制限選挙下では、地租を軽減すると農村部の有権者が減り支持基盤が弱体化する「減税のパラドックス」が生じるため、地主への減税を抑制し商工業者への減税を推進するインセンティブが働いたとする石井裕晶氏の指摘がある⁶⁷⁾。石井氏は、政友会の原敬がこの点に意識的であった可能性を示唆するが、この志向のもとに都市－農村の負担配分を考慮しえたのは、選挙を通じて党の中央集権化を進めつつあった原らごく少数の幹部層に限られよう。

つづく第 26 議会において、原ら政友会幹部は、都市商工業者の負担軽減に積極的であったが、石井氏の指摘をふまえば、それは商業会議所の運動の成果ではなく、かえって会議所との一定の距離を置き、都市商工業者の政

治主体化を防ぐ意図があったといえる。

この第26議会において、政友会の大勢は、党幹部の意向に反して、地租軽減つまりは地主利益の保護に傾いていた。一過的な米価暴落を背景に地租軽減要求が沸騰し、党幹部の政党指導に不平を抱く党人派代議士や院外党員が、この要求の受け皿となり減租運動が高揚したのである⁶⁸⁾。政友会の地租軽減要求は1910年2月上旬まで続き、それは関税率設定の準備調査において、政友会と都市商工業者との関係を閉ざせしめた一因となった。

なお、商業会議所との対立関係に対して、異業種間連帯を束ねた都市上層(商工業者上層・金融資本家)との関係は、管見のかぎり途絶していた。日本工業協会での関税調査を束ねた日比谷平左衛門は、前述の東京商業会議所へ寄せた論稿のなかで「参政権保有者として此改正の機会に遭遇したらん限り」関税法案の不備不完全は、政府当局者のみならず自分たちの責任になると説いたが、議会勢力である政党との接続には一切言及しなかった⁶⁹⁾。また同協会会長の金子堅太郎は、かつては伊藤系官僚として政友会を支えたが、日露戦後は政友会での活動から遠ざかり、農商務官僚時代のネットワークの域を出なかった。

以上のように政友会は、都市商工業者による既存の組織と関係構築をはからなかった。これに代わり政友会が志向したのは、当業の利益追求に終始する当業者との接続であった。

第二節 日糖事件の影響

政友会の関税改正にとって、都市商工業者との関係とともに、大きな影響を与えたのが日糖事件であった。日糖事件は、1909年4月に一企業である大日本製糖が、自社に有利な法整備や国家による自社買収(砂糖官営化)を求めて行った代議士買収が摘発された一大疑獄事件である⁷⁰⁾。この日糖事件の影響により、政友会における関税調査の担い手が刷新され、また政党と当業者との関係をめぐっては「公明なる」ロビイングが厳しく要請されること

となった。この二点を以下、検討する。

第一に、関税調査の担い手をめぐる問題である。日糖事件には、政友会の政務調査を担った党人派政策通が多く連座した。産業保護を志向した彼らは、政務調査を握って専横的な党幹部にしばしば対抗したことから「非幹部派」と称された⁷¹⁾。その一潮流が栗原亮一や森本駿ら土佐派政策通であり、前述したように念願であった関税自主権の確立を前にして、自由党土佐派の系譜が潰えることとなった。もう一つの潮流が親桂系勢力とみなされた「二日会」メンバーである。いずれも関税自主権の確立を契機に、産業保護の推進をはかろうとする勢力であり、日糖事件は、関税調査の中心を担うとみられた、政友会の政務調査の担い手を一掃した。

政友会において関税改正の担い手となったのは、三つの党内・議会内ポストであった。すなわち、議会前に大体方針を定める目的から設置された A 臨時政務調査会（関税部会）、議会開会にあわせて関税率修正を目的に設置された B 政務調査会（第六分科－関税担当）、過半数をとる政友会が席卷した C 衆議院特別委員会（関税定率法改正案）である。政友会の関税率調査は B・C の合同で行われ⁷²⁾、とくに C 特別委員会の理事が政友会修正案の立案主体となった⁷³⁾。

この人事の特徴としては、関税改正においても、政党と藩閥内閣の少数代表が事前交渉をはかる枠組み（いわゆる桂園体制）⁷⁴⁾ を軸としたこと、幹部に対抗的な不平分子を担い手としたこと、の二点が指摘できる。

まず政友会の関税調査を統括する B・C 兼任委員長に野田卯太郎が据えられた。野田は原敬と桂太郎のパイプ役として暗躍した人物であり、野田を通じた桂内閣との寡頭的な事前交渉を前提としたのである。ただしそれゆえに、野田の重用に対して党内で不平が生じていた。原は、この不平について、次のように日記に著している⁷⁵⁾。

彼〔野田〕が余等の内命を受けて政府と内交渉をなす事を悟らずして、

政府の間諜なるが如く誤解して之を忌むものと、又彼が幹部に居りて而して各種の役名を兼ねる事を羨むものと、曩に常任委員に洩れたる者が不平を洩らすとの内情より苦情を唱へたるものにて、殊に山本〔悌二郎〕は砂糖案、阿里山問題等に内々企つる所の野心ありて一層其気焰を高めたるもの、如し、甚だ謂れなきに因り之を鎮圧したり

山本悌二郎は、このように党内の不平分子の筆頭とされながら、特別委員会理事に選定され政友会案立案の中心を担った。理事には、山本のほか、原の側近である高橋光威と、山本と行動を共にした武藤金吉がついた。山本と武藤は、二日会が日糖事件により後退するなか非幹部派のなかで存在感を強め、党人派代議士とともに地租軽減運動を推進して、地租軽減に消極的であった党幹部に対抗していた⁷⁶⁾。関税改正をめぐる人事は、この減租運動のさなかに行われており、また関税改正においても、彼ら不平分子をいかに抑え、党内一致をはかるかが重要となった⁷⁷⁾。そんななか、関税改正の担い手に山本らがついたのはなぜであったか。

この理事選定が、特別委員間での互選であったか、党幹部（原院内総務ら）や野田委員長による指名であったかは定かではない。原がいう「鎮圧」とは、理事ポストを与えた結果であった可能性もあるが、いずれにせよ、山本ら強硬派に立案を担わせつつ、野田委員長や党幹部が監督にあたる体制が形成された。こうした強硬意見の取り込みにより党内一致を促進する方法は、過半数政党であるがゆえに党内に不平分子や、異分子を含み込んでいた政友会を統制するうえで不可欠な組織内対応であったといえよう。強硬論者に立案を担わせそれを監督することで党内一致をはかる政党指導は、日糖事件により後退した栗原や桜井が日露戦争前後に果たした役割に類するものであり⁷⁸⁾、原ら党幹部による政党指導の連続性が指摘できる。

第二に、「公明なる」ロビイングの必要である。日糖事件の摘発は、しばしば噂されていた悪質な対政党ロビイングが公然となった結果であった。こ

の事件により多数の代議士が拘束されると、連日多くのメディアが裁判の詳細から収監者周辺の様子までを大々的に報道した。政党の関税調査の本格化は、この日糖事件の摘発から間もない1909年冬であった。それゆえ実業家と政党のいずれの側も、第二の日糖事件を危惧し、対政党ロビイングにおいて、公明性の確保が必要条件となった。

その一例として、政治家と実業家との関係について、『時事新報』は次のように論じた⁷⁹⁾。日糖事件のような汚職の頻発を避けるためには、「公然実業家をして立法に参加せしむる」ことが必要であり、その方策としては「実業上に関係ある問題を審議するに当りては関係実業家を〔議会内の〕委員会に招き広く其意見を質すの道を開く」ことが最も必要である。すなわち

政治家と実業家とが社会の裸面に隠れて運動するの隙あればこそ種々の醜聞を生ずる所以にして之を途絶するには兩者の関係を公明ならしめざる可からず、委員会と実業家との連絡は此点より見て最も必要にして我輩は世間の実業家が昨今の日糖事件に顧み公明なる方法に依りて政治に関係するの手段を講ずることを希望する

と、政治家と実業家との公明な関係構築を求め、第二の日糖事件を避けるべく、議会内の委員会へ実業家が参画することで公明性の確保をはかることを提案した。

議会への実業家の参与は、先例を重んじる帝国議会において困難であったが、衆議院を握る政友会がヒアリングの場を設ければ、議会へ向けた事前協議が十分にはたされる。かくして政友会は、立案・党内手続きのなかで公明性を確保した場を設けていく。ただし政友会は、「公明なる」ロビイングを担いうる商業会議所との軋轢を抱えており、それがゆえに当業の利益追求に完結する当業者との結びつきを志向していく。

第四章 関税改正をめぐる政友会と都市商工業者

以上の政治的背景をふまえ、本章では、最後の利害調整の場となった帝国議会、その主な担い手であった政友会の役割を検討し、これを当業者の利益追求との関係から評価する。

関税改正をめぐる政友会の動向は表2の通りである。政友会は、1909年9月末の臨時政務調査会において関税改正の大体方針を検討し、「自由保護両主義とも絶対なるを許さざるも一方条約改正の後ち国権伸長するに至らば出来得る限り税率を高くし国庫歳入を増加するに務むべし」と折衷方針を定めた⁸⁰⁾。このように、政府当局者と大体方針を共有する一方で、衆議院を占有した政友会が、関税率の最終調整の場となる帝国議会で、いかにして産業保護を発現させたかが問題となる。

第一節 政友会による当業者意見の収集

第一に、関税改正をめぐる都市商工業者の個別要求に、政友会がいかに応じたのかを検討する。結論から述べれば、政友会は、商業会議所を中心とする都市商工業者の政治主体化を避けるべく、会議所上層を「実業政治屋」と批判しつつ、その下に位置する実際に商工業を担った当業者と接続しようとした。

その関係構築を可能にしたのが、過半数政党としての主導性、いうならば議案決定力である。税表修正をはかる特別委員会も党派間の按分比例により選定されるため、政友会の意向は衆議院の意向に等しく、一貫して強い主導性を発揮できた。それゆえ当業者にとっては、B政務調査会第六分科とC衆議院特別委員会との連合会による、政友会修正案の立案過程にアプローチすることが新関税への要求を試みる最後の機会となり期待を集めた。前述のように、日糖事件の影響から政党と当業者には公明な関係が求められており、公明性を確保しながら当業者との接続をはかる場が必要となった。

表 2：関税改正と政友会——野田卯太郎の動静を中心に

| 時期 | 動静 |
|-------|--|
| 第25議会 | 1909.2/22：「関税改正方針に関する法案」特別委員長に当選 2/23・2/26・3/3：同建議案（森本駿ら提出）委員会に出席 3/23：「午後一時本会に請つて関税改正方針に関する建議案の委員会を開く、宿題としておき本会に報告せざる事に決す」(野田日記) |
| 第26議会 | 機構整備 9/19：A臨時政務調査会（関税部）を組織 ※9/28・10/23に調査会合 12/16：A政友会の関税方針決定（単税制＝固定協定税率併用制を採用、複関税制×『読売』） 1910.1/19：政府案の公示 1/26：C衆議院関税改正特別委員会の選定...委員長に野田 1/29：政務調査会第六分科（関税）の設置決定 1/31：B政友会政務調査第六分科（関税）の選定...分科長に野田 |
| | 政友会案の決議過程 2/14～：B政務調査会第六分科・C衆議院関税改正特別委員の連合調査（2/14～19・21・22） 2/24：C「関税案政友会所属委員の打合せ」(野田日記) 2/25：政友会（BC連合会）主催の当業者・当局者懇談会 「午後一時本部に於て第六分科関税特別委員の聯合会開き実業家及政府委員を招く」(野田日記) 2/28：C「税特別委員会質問終了」(野田日記) ※C特別委員会は2/16～22に全17類を類別審議。 3/1：C「政友会所属理事に於て関税修正に取懸る」(野田日記) 3/2：C→B「午前十時登院、関税改正案修正の爲め同特別委員会政友会所属の諸氏と会合.....午後三時より政務調査会に臨む」(野田日記) 3/3：B政調第六分科・C政友会所属衆議院特別委員連合会：修正案が決定 「午前十時、〔C理事会カ〕関税改正案を打合／午後四時より〔CB〕特別委員及調査第六分科乃聯合会」(野田日記) 3/4：党内手続きとして、午前B政務調査会・午後代議士会。ともに全会一致可決、政友会案が決定。 B「午前九時より調査総会を政友会本部に関税改正案之修正を付議し満場一致可決、十一時より代議士会を開き調査総会可決の通り決定す、午後特別委員会理事会を開く」(野田日記) |
| | 議案修正の決議過程 3/5：C衆院特別委員会、各派理事協議会 原・松田が小村外相と関税案修正を協議。野田は「原君訪問」をなし、意思疎通をはかつたか（野田日記・原日記）。 3/7：C衆院特別委員総会：政友会修正案を全面的に可決。 「午前登院、関税改正案之委員会を開き外党議に係り正午政友会修正の通り可決」(野田日記) 3/8：衆院本会議へ修正案を提出し可決、貴族院に送付。 「午前十時登院一時開会、同一時半関税改正案之委員長として議案委員会経過を報告外登壇演説す／政友会修正通り可決す」(野田日記) 決議過程 3/10：「桂侯訪問、関税案其他に付相談す、井上侯訪問」(野田日記) 3/17：貴族院、衆議院修正案より10/32税目につき政府案を復活。 3/19：両院協議会、2税目の政府原案復活（クロール酸カリ無税等）を除き、政友会修正案が可決。 3/20,22：協議会案、衆議院(3/20)・貴族院本会議(3/22)にて可決。 ※4/15改正関税定率法(法律第54号)公布。7/19、1911.7/17より実施の旨(勅令第313号)を公布。 |

出典：九州歴史資料館所蔵『野田大塊日記』、『原敬日記』、『政友』、『読売』1909年12月16日。

A～Cは、政友会における関税改正関係ポストを区別したものの（本文、第三章第二節参照）。

そこで注目すべきは、当業者へのヒアリングの場として1910年2月25・26日に開かれた政友会主催当業者・当局者懇談会（以下、懇談会）である。政友会の機関紙『中央新聞』は、この懇談会を「実業政治屋」ではなく「当業の市民」と直接接続する機会として位置づけた。同紙は、まず

抑も商業会議所の頭取とか、副頭取とか云ふ人達は、所謂政治家と相対してこそ実業家の側にも数へられるであらうが、本当の営業家から見ると、矢張り一種の実業政治屋に過ぎない、其所で細かい事の解らう筈がない。政府では実業家の代表者と相談したと云ふ申訳だけは立つが、当業の市民の方から云へば、直接に利害関係を持たない、精細に営業状態を知らない、実業政治屋と相談されたと云ふより他ない

と会議所上層など政治活動へ参入する者たちを、実業家を標榜した「実業政治屋」と批判し、政府当局者による諮問が当業者の利害を十分に拾いきれていないと批判した。それゆえ「当業の市民」が「直接に相談の出来る法」としては「政党や議員に近接」すること、すなわち「実業家自身直接に、其苦痛を訴へ得るの方法は、政党に依るの他はない」とした。このように、商業会議所役員未満の中下層の都市商工業を当業者とみて、政友会を当業者の受け皿として位置づけ、彼らとの接続を試みたのである。

なお懇談会は、当業者を「順次委員室に招き入れ松田、原の両総務其他の幹部員も立会意見を聞取」る形態がとられたという⁸¹⁾。懇談会の開催が、当業者意見の収集・個別利害への対応を目的としたことは、実業界の顔役として関税軽減論を唱えた三菱の莊田平五郎（第二章第二節参照）を、武藤金吉らが「何も代表されて居らぬと云ふなら別に意見を聞く必要がないからお帰り下さい」と撃退したことからもうかがえる⁸²⁾。

第二節 政友会による関税率修正

それでは政友会は、帝国議会での関税率修正において、いかなる役割を果たしたのか。ここで注目すべきは、政友会の関税率修正が、第一節でみた当業者・当局者懇談会を軸としたことである。

帝国議会での修正品目は次の通りであり⁸³⁾、政友会修正案に採用された意見は、クロール酸カリ（マッチ原料）と芳香性揮発油等を除き、両院を通過して新関税に反映された⁸⁴⁾。

引上げ：穀物（米粳大麦小麦大豆）、小麦粉、葡萄酒、酢酸、天然藍、人造藍、アニリン等染料、亜麻織糸、ホース、鉄線、絶縁電線、タイヤ、自動車部分品、セルロイド、麩

引下げ：綿子、コンデンスドミルク、印刷料紙、牛皮、沈香、白檀、野蚕糸、ワイヤロッド、線索、蒼鉛、船舶、製糖機械

このように政友会は、当業者の個別利害に応じて、産業保護（関税率引上げ）のみならず、原料や船舶・機械などの輸入促進（関税率引下げ）をはかった。

こうした政友会の修正要求は、以下の政府方針に対してなされた。条約改正準備委員会による 1911 年関税改正の方針は、

- ①加工程度・内地生産の可否・必需／奢侈品の差別化を関税率の設定基準とすること
- ②従価税中心から従量税中心へのシフトをはかり、その手法として、先んじて従価率を定めこれに平均輸入価格を乗じて換算すること⁸⁵⁾
- ③学術的見地から税目を再分類し、税率を細分化すること（19 類 538 目→17 類 647 目）

の三点を骨子とした⁸⁶⁾。これに対して政友会は、①をめぐる当業者と当局者の認識の相違を突き、②で定められた平均輸入価格に対する不適切さを指摘し、③技術的問題から分類の変更を迫って、修正を主張したのである。

ここで注目すべきは、政友会による政府案修正が、懇談会で収集された当業者意見を斟酌したものであったことだ。それを示すのが、懇談会参加者と

修正品目を対照させた表3である。

関税改正をめぐる政友会の役割は、この懇談会の機能より明らかとなる。そこで以下、当業者の利益追求・対政党ロビイングと政友会の対応を、具体的事例から検討し、政友会の関税調査の特徴と、関税改正をめぐる同党の役割について明らかにしたい。

第一に、政友会の関税調査の特徴は、当業者意見を斟酌し、独立した知見から関税率修正をはかったことである。その例として鉄材があげられる。鉄材に対して議会で修正が加えられたのは、ワイヤロッド・鉄線・線索の3つであった⁸⁷⁾。大蔵省への答申をみると、ワイヤロッドをめぐり東京製綱-大倉喜八郎と、安田商事-安田善次郎が主張を違えている。それはワイヤロッドを、鉄索線の原料とするか、製釘の原料とするかの違いであった。鉄索線を生産する東京製綱は「内地に産せざるを以て線索の原料に供するものは無税とせられたし」とワイヤロッドの無税化を要求し、これが困難な場合は線索の増率による輸入防圧を求めた⁸⁸⁾。これに対して、製釘業に携わる安田商事および安田系の深川鉄釘所はワイヤロッドへの増率を求めた。製釘業に従事した安田は、八幡製鉄所によるワイヤロッドの国産化の動きに乗じて、原料-製品化過程の一括国産化を企図していたためであった⁸⁹⁾。大倉は懇談会にて政友会へ鉄類についての要求を行った。これに対して政友会は、ワイヤロッドへの減率をはかり要求に応えた一方で、大倉側に不利となる鉄索線の減率修正をはかっている⁹⁰⁾。このように、政友会は当業者意見をそのまま適用するわけではなく、独立した知見から関税率修正をはかっていたことがうかがえる。

また鉄類を原料とする機械類について、政府案は原料との関係から従価2割を原則としつつ、特例として紡績、織布、染色、金属加工、木工など主要産業に用いるものを減率した⁹¹⁾。これに対して、議会修正を主導した山本悌二郎が台湾糖業に従事していたことから、製糖機械が加えられた。当該分野において、山本が官僚以上の専門家であることは、政府側も認めるところで

表3：政友会主催懇談会に参加した当業者の要請と政友会修正案への波及

| 懇談会参加の当業者 | 分類 | 対象 | 政府案修正意見→政友会修正 | 増減 | 結果 | 協定 |
|-----------------------------------|-----|----------------|-------------------------------------|-----|-----------|------------|
| 境豊吉(日本製粉) | 2類 | 小麦粉 | 小麦粉の増率↑ | + | 政友案○ | |
| 川上善兵衛(国産葡萄酒製造) | 3類 | 葡萄酒 | 葡萄酒(加糖なし)の増率↑ | + | 政友案○ | 国定1/3まで減率 |
| 沼田嘉一郎・荒木栄蔵(大阪皮革商同業組合) | 4類 | 牛皮 | 牛皮の無税化 | - | 政友案○ | |
| 門野重九郎(大倉組頭取) | 5類 | クロール酸カリ | クロール酸カリ(マッチ原料)への課税 | + | 政府案復活(無税) | |
| 加藤昇一郎(日本醋酸製造) | 6類 | 醋酸 | 醋酸の増率↑ | + | 政友案○ | |
| 三木与吉郎・加納安蔵・佐藤義廉・柴田清之助(人造藍関税廉情同志会) | 7類 | 天然/人造藍 化学染料 | 人造藍の政府案維持...従価1割相当 | 維持 | 政友案○ | アニン等染料のみ減率 |
| 多田熊次郎・西野謙四郎・坂東安一(阿波藍製造販売同業組合) | | | 輸入天然藍・人造藍・アニン等染料増率↑...従価3割相当(現行国定率) | + | | |
| 宮内二朗(帝国製麻支配人) | 8類 | 亜麻織糸 | 亜麻織糸等への増率↑ | + | 政友案○ | 政府案まで減率 |
| 早川嘉一(製糸家) | 8類 | 野蚕糸 | 野蚕糸(とくに柶蚕糸)の無税化 | - | 政友案○ | |
| 宮内二朗(帝国製麻支配人) | 9類 | ホース等 | ホース(消防用麻布製か)等の増率↑ | + | 政友案○ | |
| 大橋新太郎(博文店主) | 11類 | 印刷用紙 | 新聞・出版用輸入紙等の減率↓ | - | 政友案○ | |
| 大倉喜八郎・山田昌邦(大倉組・東京製綹) | 13類 | 鉄材 | ワイヤロッド・鉄線索の減率↓ 鉄線の増率↑ | -/+ | 政友案○ | |
| 河井芳太郎(横浜電綹)、松本留吉(藤倉電綹) | 15類 | 絶縁電線 | 輸入電線の増率↑ | + | 政友案○ | |
| 緒明主造・岡崎忠雄(船主同盟会) | 16類 | 船舶 | 船舶の船舶区分 = 老齢船の増率↓ | - | 政友案○ | |
| 境豊吉(日本製粉) | 17類 | 麩 | 麩の加工品としての増率↑ | + | 政友案○ | |

※「政友の関税調査」(『中外商業』1910年2月26日)、「関税修正運動」(『時事新報』同26日)、「政友会関税連合会」(『東京日日』同26～27日)、「政友会の関税調査」(『東京朝日』同27日)、「政友会繁盛記」(『中央新聞』同26日)、「政友会関税調査会」(同27日)を参照。当業者は「輸入藍増率/義二関入申請」(JACAR: B12083070200-300)、「神戸海運五十年史」(1923)、「京浜美業家名鑑」(1907)、「人事興信録」第4版(1915)などを参照。

あり⁹²⁾、これは専門の見地からの当業者意見として、汚職と結びつくような恣意的修正ではなかったといえよう。

第二に、関税改正をめぐり、政友会はセーフティーネットとしての役割を果たした。その例として、絶縁電線・船舶・藍をあげたい。ここで重要なのは、政府と当業者との認識の相違に対し、政友会がいかに対応したかである。

>絶縁電線：国産保護奨励

当業者を代表する横浜電線は、衆議院特別委員会での審議前に政友会へ意見書と参考書類を付託しており⁹³⁾、26日の懇談会には藤倉電線の代表者とともに参加した(表3参照)。帝国議会議事録によれば横浜電線の主張は、①絶縁電線(陸上ケーブルを含む)への増率修正と②無税とされた海底ケーブルへの課税であった。①は従量税への換算時の基準価格への不満と、加工度合による差別化原則をめぐる不平⁹⁴⁾であり、②は将来性についての認識の相違によるものであった。

また両社を含む電線大手六社は、二種の要望を提示していた⁹⁵⁾。ひとつは1909年8月付の政府宛建議(答申カ)であり、従価5割標準という高率要求であった。これが採用されず、政府案が従価2割換算で設定されると、六社はより現実的な要望へと切り替えた。1910年2月付の「電線関税税率に関する意見」では、議会の協力を念頭に置きつつ、輸入品との競争困難および電線事業の将来性を訴えて関税保護を希望し、従価2割相当の政府案が採用されれば「多大の資本を要する電話電力ケーブル製造は経営至難にして終に事業として成立する能はざるべし」と従価2割5分への修正を再提起した。

政友会修正は、この従価2割5分への修正を採用するものであった(海底ケーブルは無税据置)。ここで留意すべきは、当時の電線業界、とくに横浜電線については原敬や井上馨と密接な関係をもつ古河家が影響力を強めていたことである⁹⁶⁾。こうした政治的背景から、電線業界が、原を筆頭幹部とする政友会に期待するところは大きかったであろう。それは政友会としても一定の保護を与える誘因となったかもしれないが、ケーブル類の保護をは

かった一方で、海底ケーブルへの課税を時期尚早と判断したことは、当業者意見の斟酌という点で注目すべきである。

＞船舶：老船への関税負担軽減

日本郵船等の大規模海運会社に属さない、いわゆる社外船主は日露戦時の船舶抛出を契機に船主同盟会という業界団体を組織していた。同会は、1909年11月8日の総会で、船舶輸入税問題を付議し理事付託とした⁹⁷⁾。しかしこの時点で優勢であったのは、理事を務めた松方幸次郎（川崎造船所長）による船舶関税の増率受容論であった。これに対し、その場では異論が出なかったが、業界紙『海商通報』は「今後自家の所有せる老朽船の補充として古船の輸入を必要とせる局にありては一二反対の声なきにあらず」と報じた⁹⁸⁾。その予感は当たり、緒明圭造理事長率いる東部月例会は、関税改正における船舶輸入税の低減を決議し、その実行を理事に一任した⁹⁹⁾。

外国産中古船の輸入防止・船舶国産奨励を関税設定方針とする政府に対し、緒明理事長と神戸の岡崎忠雄理事が中心となり、社外船主の立場から反対運動を試みた¹⁰⁰⁾。そこで「採算上新式船を採用するは有利なるべしと雖も当時社外船の多くは小資本を以て経営し投資の償却を急ぐに依り勢低価なる中古船を選ばざるを得ず。是実に斯業発展上已むを得ざる経路なり」との認識のもと、中古船購入こそが事業に最適であると主張し、通信省管船局長の内田嘉吉に陳情した¹⁰¹⁾。しかしこれが聞き入れられず、岡崎らは安藤新太郎（政友会・兵庫選出）ら政党者への運動をはかっていく。

この船齡問題は、衆議院特別委員会でとくに議論が重ねられた。緒明理事長と岡崎理事は政友会懇談会に参加して船主の利害を訴え、これが功を奏して懇談会後の28日の議事では、政友会側より当業者意見をふまえた鋭敏な主張が繰り返されられた¹⁰²⁾。主張を整理すると、内田管船局長は、国産新造船を奨励し、新造船により外国海運業と競走するための改正と位置づけ、逆に新船を引下げ優遇すべきとまで唱えた。対する政友会は、零細海運業者の立場から、輸入古船を「最モ使ヒ頃」と尊重し、割高な国産新造船は零細海

運業では採算が取れないと主張した。海運業への補助金が大規模海運会社のみの権益であったことをふまえれば、零細海運業者＝社外船主の負担軽減をはかった政友会は、セーフティーネットとしての役割を果たしたと評価できる。なお議会での修正が現実味を帯びると、松方幸次郎は上京して「一兩日来東奔西走原案通過」の運動をはかったが¹⁰³⁾、政友会の修正によって、船齢による差別化が関税において採用されることとなった。

> 藍：国産天然藍の保護

人造藍および化学染料について政府は、染料＝織物原料として従価1割相当に設定した。この政府案に対し国産天然藍の保護を説き関税保護を求めた保護派（阿波藍製造販売同業組合・多田熊次郎ら）と、人造藍の輸入促進をはかり政府案維持を求めた自由派（人造藍関税陳情同志会・三木与吉郎ら）とが衝突した¹⁰⁴⁾。両陣営は、政友会懇談会への参加など政党への働きかけに最も積極的であった。政府案の従価1割相当は、現行の協定税率に則したものであるが、1906年の関税改正で3割の国定税率を勝ちとった藍業者は、関税自主権の確立に藍業の未来を賭けていた。それゆえ同業組合を中心に、徳島の商工業者や県会を巻き込み、また上京運動を展開して四国選出の政友会代議士を中心にロビイングを展開するなど猛烈な反対運動を試みた¹⁰⁵⁾。保護派は、議会を動かすことを唯一の生存戦略としたのである。したがって藍は、政友会懇談会に両派から複数名が参加する（表3参照）など利害衝突が最も強く表れ、衆議院特別委員会による議事のさなかにも、両派から多くの請願・意見書が飛び交った¹⁰⁶⁾。

保護派の意をうけた徳島選出の大久保弁太郎が政務調査会・特別委員会の委員となったこともあり議会でも十分な主張が展開された。それは国産天然藍（≡阿波藍）の将来性についての、政府と当業者の認識の相違をつくものであった。結果として、政友会は輸入染料の織物原料としての性格を加味しつつ、従価2割相当の折衷案をとった。それでも保護派は、関税保護がはかられたことに満足して謝意を打電した¹⁰⁷⁾。

以上の例から、当業者と政府との認識の相違を突き関税率修正をはかることで、政友会が諮問答申関係による調整から零れ落ちた諸利害をすくい上げるセーフティーネットとしての役割を果たしたことが指摘できる。

第三節 産業保護の発現

それでは、政友会による政府案修正のなかで発現した産業保護をいかに評価すべきか。前述のとおり関税改正をめぐる産業保護には、自由貿易主義・国庫収入主義・外交交渉への配慮などの制約があり、それゆえに政府当局者・当業者（都市商工業者）・政党いずれもが折衷的対応をとった。この主義なき改正が、当業者の個別な利益追求を先鋭化させ、政党がこれに応えたことで不相応な保護主義が促されたとの批判をも生んだ¹⁰⁸⁾。ただしこの批判者は、皮革産業を対象として、関税保護よりも補助金行政を重視すべきと主張しており¹⁰⁹⁾、言うならば補助金行政の対象となる成長（が認められる）産業を想定した議論であった。

これに対して、政友会の政府案修正は、当業者意見を斟酌しつつ、当業者・当局者懇談会を通して、政府当局者による調整、ひいては補助金行政による救済措置から零れ落ちた諸利害をすくい上げるセーフティーネットとしての役割を果たした。これは関税率の最終調整を担う政党による適切なアプローチといえよう。とくに利害調整にて不利益を被った産業にとり、受け皿となった政党の意義は非常に大きかった。それは、日糖事件の影響という時勢的な制約に規定された結果であったとはいえ、関税率の最終調整の場を担う政党に求められた役割を十分に果たしたものと評価できる。

それでは、このような産業保護の発現は、原一桂が主導する事前交渉政治を乗り越えるものであったのか。表2のとおり、政友会案の決定は、政府との事前交渉に基づきなされた。政友会案は、衆議院特別委員会にて類別審議・質問を終え決議を待つ段階で定められた。その前段として、1910年3月2日に政府当局者との事前交渉会が催され、政友会からは野田卯太郎を筆頭に

政務調査会・衆議院特別委員会の両理事、政府からは条約改正準備委員長の小村外相のもと、石井次官と大蔵農商務の関係5局長が参加した¹¹⁰⁾。

原は、同会での内決を翌日の朝に聞きとり、これを支持した¹¹¹⁾。それが4日の政務調査会および代議士会での決議において、米や人造藍などが事前交渉会以上の税率となったため、桂内閣は「内相談」との齟齬を批判した¹¹²⁾。桂内閣は米・藍・クロール酸カリの修正に強く反対し¹¹³⁾、それらは貴族院にて政府案復活となるも、結果として、米と人造藍は両院協議会にて衆議院修正が採用された。

このように一部事前交渉からの逸脱があったものの、政党幹部－原や政府当局者－桂は、政友会の修正を高く評価した¹¹⁴⁾。それは政友会主催の当業者・当局者懇談会が修正の基盤をなし、事前交渉が相応に機能したことにより、政官財関係の安定がはかられた結果といえよう。

なお当局者が事前交渉からの逸脱と反対した人造藍は、条約交渉の対象となった。人造藍はドイツにとって主要輸出品であり、ドイツは日本に対し減率を求めたが、小村率いる外務省は関税協定（条約交渉）に際し、「藍に対する新税率は固と本邦産天然藍を保護せるか為定められたるもの」と議会修正を尊重して国定税率の据置を貫いた¹¹⁵⁾。帝国議会での修正は、それほどに正当な手続きとみなされたのである。

おわりに

本稿は、1911年関税改正における政友会の活動とその役割を、都市商工業者との関係に着目して検討してきた。

1911年関税改正は、関税率の設定方法をめぐる議論からはじまった。政友会では、自由党時代より関税自主権の確立を求めた党人派（土佐派）政策通が複関税制度の導入を主張し、関税協定に対しても議会の介入を試みて、議会を通した全面的な民意の波及をはかったが、党内外の支持を得られな

かった。他方、議会での決議を要する国定関税の設定についても、政府案を基礎として、政府当局者の主導で行われた。政府当局者は、個別利害に対応しつつも、民意調達を当業者への諮問に限定した。その結果、官民間の諮問答申関係は、関税改正の円滑化により重きが置かれることとなったのである。

諮問答申関係を軸にした政府当局者および都市商工業者の関税調査は、主義の折衷を方針とした。関税改正をめぐるのは、関税自主権の確立を契機とした産業保護主義の推進にとどまらず、通商重視の自由貿易主義、財政重視の国庫収入主義など、多様な主義・態度があったためである。諮問対象となる中間団体や異業種間連帯は、この折衷的方针を支えるものとして重用され、主義より利益問題を重視する利害調整が求められた。これに対して都市商工業者は、政府当局者との密接な関係にあった都市上層が異業種間連帯を率いて、その調和折衷的な志向が関税改正の円滑化を促した一方で、各都市それぞれに地域性をもつ商業会議所では、具体的な関税率の調整をはかる過程で主義の相違を顕現させた。

政友会の関税改正は、当局者主導の諮問答申関係からは隔たれており、別に重要な政治的背景を有した。第一に、都市商工業者との関係であり、政友会は、彼らをまとめる商業会議所等の中間団体や、都市上層に束ねられた異業種間連帯のいずれとも関係を構築し（え）なかった。とくに商業会議所に対しては、廃減税運動をリードし政界進出をはかる政治主体化の動きを懸念し、会議所の主導者を「実業政治屋」と位置づけて厳しく批判した。

第二に、日糖事件の影響として、産業保護を志向した政友会の政策通が摘発されたことにより、党内の関税改正の担い手が刷新された。その結果、関税自主権の確立を希求した自由党土佐派の系譜が途絶えたが、事前交渉政治の枠組を前提としつつ、党内の強硬論者に立案を担わせこれを監督することで党内一致をはかる、原敬ら政友会幹部の政党指導自体は、関税改正にも引き継がれた。さらに日糖事件という悪質な対政党ロビイングの摘発を受け

て、関税改正における政党と当業者との関係には公明性が求められることとなった。

かくして政友会の関税調査は、「実業政治屋」ではない「当業の市民」を対象とし、当業者からの意見収集は公明な関係性に基づくことが求められた。関税率の最終調整の場である帝国議会を握る政友会は、政府当局者による利害調整（諮問答申関係）から零れ落ちた諸利害の受け皿となった。当業者は過半数政党としての議案決定力に期待し、政友会はこれに応じて当業者からのヒアリングの場として、当業者・当局者懇談会を設けた。政友会はこの懇談会での民意収集を通して、政府当局者による調整や国庫補助などの救済措置から零れ落ちた諸利害をすくい上げる、セーフティーネットとしての役割を果たしたのである。それは当業者意見を斟酌する調査の独立性と、当業者と政府との認識の相違を突くことによりはかられた。

したがって、政友会の関税改正における産業保護の発現は、このセーフティーネットとしての役割に基づくものであった。それは、地域差から主義が顕現した商業会議所や、日糖事件の原因となった産業保護をめぐる悪質なロビイングとは異なり、当該者利害の最終調整を担う政党の役割を全うした結果であったといえよう。それゆえ政友会の政府案修正は、事前交渉からの逸脱が一部見受けられたが、事前交渉政治（桂園体制）を主導した原敬と桂太郎の双方から一定の評価を得た。それは当業者・当局者懇談会を基礎に事前交渉が相応に機能し、政官財関係の安定がはかられた結果であったといえる。また事前交渉からの逸脱についても、藍の例をみれば、逸脱した議会修正が条約交渉において尊重されており、議会を通した民意は政府当局者としても無視できないものであった。

最後に、政友会による関税改正の検討を通して、政友会が都市商工業者といかなる関係を構築しようとしたかについて展望したい。政友会の方針は、政治主体化した商業会議所の取り込みではなく、都市商工業者の非政治的部分との関係構築にあった。したがって関税改正において、当業の利益追求に

のみ従事する「当業の市民」との接続をはかったのである。それゆえ都市商工業者の囲い込み、都市部への政治基盤の扶植を想定するものではなかった。政党ロビイングを通じた業界団体の形成は、日糖事件の直後であり「公明なる」関係が要請された時期にあっては到底望めなかった。明治末期は、原敬が都市部への政治基盤の扶植の難しさを認識し始める段階であり¹¹⁶⁾、会議所の政治力をそぎ落とすことに力点が置かれ、そこへ割りいる具体策を構想する段階にはなかったのである。

注

- 1) 外務省監修、川島信太郎著『通商条約と通商政策の変遷』（世界経済調査会、1951年）。
- 2) 本宮一男「1911年関税改正の意義」（高村直助編著『日露戦後の日本経済』塙書房、1988年）。
- 3) 奥和義「明治後期の日本の関税政策」（『山口経済学雑誌』39 - 34、1990年）。
- 4) 米穀関税については、持田恵三「食糧政策の成立過程（一）」（『農業総合研究』8 - 2、1954年）、川東埤弘『戦前日本の米価政策史研究』（ミネルヴァ書房、1990年）など。
- 5) 例外的に、新聞メディアと結びつく政党と製紙業界との対峙を検討した、四宮俊之「近代日本の製紙業と新聞業の洋紙輸入税をめぐる対立関係」（『弘前大学経済学研究』11、1988年）があるが、政党政治家と当業者が利害を共有する例は特殊であり、関税改正の政治史的な位置づけははまだ十分でない。
- 6) 会議所が1911年関税改正にいかに関わったかについては、『横浜商工会議所八十年史』で月報・地方新聞を用いた多少の記述があるのを除けば、先行研究・年史類ともにほとんど言及がない。
- 7) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』（東京大学出版会、1973年）。
- 8) 中野を中心に商業会議所の廃減税運動を検討したものとして、石井裕晶『中野武宮と商業会議所』（ミュージアム図書、2004年）石井裕晶『制度変革の政治経済過程』（早稲田大学出版会、2014年）、佐賀香織「圧力団体による政党設立の試み」（『公共政策志林』1、2013年）。このほか、織物業者の廃税運動の展開を検討した、加来良行「日露戦後の廃税運動とプルジョアジ」（『ヒストリア』117、1987年）、商工業者の廃減税運動が広範な都市民衆との接続に抑制的であったことを指摘した、藤野裕子「一九〇八年悪税反対運動と騒擾」（『史観』150、2004年）などがある。
- 9) 政友会の新たな勢力扶植として、伊藤陽平氏は、電力業など新興産業資本との結びつきを指摘し、従前の地方利益要求への対応とは異なる桂一藩閥勢力に対抗する政治基盤を形成する試みと評価する。伊藤陽平『日清・日露戦後経営と議会政治』（吉川弘文

- 館、2021年)第二部第一章。
- 10) 同上。その政治的位置づけは、村瀬信一「日糖事件の諸条件」(『日本歴史』705、2007年)も参照。
 - 11) 中元崇智『明治期の立憲政治と政党』(吉川弘文館、2018年)。
 - 12) 同上、83頁。
 - 13) 「本件ハ明治二十四年十二月廿一日ヲ以テ田尻大蔵省主税局長ノ諮問ニ係リ、其要旨ハ衆議院議員栗原亮一氏ヨリ海関稅法案ヲ同院ヘ提出シタルニ付、該法案ニ附属セル海関稅率表ニ対シ本會議所ノ意見ヲ承知シタシト云フニ在リ、右ハ頗ル緊要ノ問題ニ付其後先ツ調査ノ方針ニ就キ審案中ナレバ追テ成案ノ上更ニ會議ニ附スルノ見込ナリ」(「第一回東京商業會議所事務報告(1892年4月)」『渋沢栄一伝記資料』第20巻、531頁)。
 - 14) 森本駿「協定稅率論」(『自由党黨報』80、1895年3月)。ただし、持続的な議論や運動にはつながらなかったとされる(顯原善徳「初期議會期における條約の国内編入をめぐる問題」『立命館大学人文科学研究紀要』111、2017年)。
 - 15) 森本駿「關稅改正の大方針」(『政友』100、1908年9月)、同「複稅制度の主張」(『貿易』9-12、同12月)、同「關稅問題に就て」(『東京經濟新報』8-24、同12月)など。
 - 16) 同上「複稅制度の主張」。
 - 17) 政府当局者も同様の懸念を示した。條約改正準備委員會の幹事として調査立案を牽引した外務官僚諸井六郎は、關稅自主權の獲得に際する「過渡的手段」として複關稅制を提唱し、そこでは現行の協定稅率の改正=稅率上げを外交交渉により實現することは困難を伴うとみて、あらかじめ下限(最低稅率・優遇稅率)を定めて交渉に臨むべきと主張した(川島前掲『通商條約と通商政策の変遷』23~24頁)。
 - 18) 『關稅改正方針に関する建議案委員會速記録』(第3回、1909年3月3日)。條約改正準備委員會では、森本・諸井が唱える複關稅制が外交交渉の有利にはならず、かえって報復の危険を生むといった反対意見が多く、1909年1月の段階で單一稅制の採用(國定稅率と協定稅率の併用)が決議された。
 - 19) 「野田日記」1909年3月23日(九州歴史資料館所蔵『野田大塊文書』A-21)。
 - 20) 政友会は、1909年12月の臨時政務調査会にて、關稅改正の大体方針として單一稅制を決議した(「政友会と關稅改正」『読売』1909年12月16日)。
 - 21) 『條約改正準備事務沿革』(JACAR:B06151062000)。
 - 22) 同上。
 - 23) その理由については、「稅表編成上参考の爲め民間の意見を徴するを必要とすることあるべく、又民間意見を徴せらるゝことあるべきを期待しつゝあるものゝ如きが故に全く之を疎外するは得策」でないためとした。「國定稅率に関する決議事項」(同上)。
 - 24) 「第三回委員會記事」(JACAR:B06151097700、『條約改正準備委員會議事録』第1

- 卷)。この決議では単一税制方針が採用され、これが条約改正準備委員会で可決されたことで、森本の複関税制導入論への反対は、政府委員の共通見解となっていた。
- 25) 前掲「第三回委員会記事」中、第四特別委員会の決議事項より。同委員会では、①が可決された一方、②は「実業家を加へたる委員会を組織するも之に依りて遺憾なく各方面の意見を知るの目的を達すること」は難しく①により十分に目的が達せられる、として否決された。
 - 26) 以下、「第三回条約改正準備委員会における官民連合委員会設置に関する問答」(JACAR : B06151097500、『条約改正準備委員会議事録』第1巻)を参照。
 - 27) 前掲「第三回委員会記事」中の第四特別委員会の決議事項に付された、第3回準備委員会による修正点の書付と、会議内容から推測しうる。
 - 28) 1909年7月14日の第4回条約改正準備委員会にて提示され、可決。(『条約改正準備委員会議事録』第3巻、JACAR : B06151098700)。
 - 29) 外務省の立場は、重要貿易相手国である英米仏が非協定方針を採用していることから「国定税率を最低限に制定」し、「其の代りに列国との協定は止むを得ざる場合の外」結ばない方針をとるというものであった。川島前掲『通商条約と通商政策の変遷』、23頁。
 - 30) 「〔1908年〕12月11日付諸井六郎宛山崎四男六書簡」(JACAR : B12083073100、『関税ニ関スル建議請願雑纂』第二巻)。なお、山崎は農商務省の意見は、従価2割以上になることはあっても、これを下回することは考えにくいと説いている。結果として、関税率設定は大蔵省側の認識のもとで進められた。
 - 31) 「臨時商業会議所連合会議事速記録(明治41年6月)」(山口和雄編『本邦商業会議所資料』雄松堂フィルム出版R6、以下『会議所資料』と略記する)6)51～7頁。なお石井は、日貿協の7月例会でも「大体の主義を極めることに於て決して定まる問題でない、是は広く各方面から説を集めまして、其中から必要な所の実用に適するものと信じられるものを適用すると云ふ外には仕様がなし」と同様の趣意を説いた(石井菊次郎『雜感二則(08年7月例会席上)』『貿易』9-8、1908年8月15日)4～6頁。
 - 32) 「大浦農相演説」(『時事新報』1908年12月10日)。
 - 33) 大浦兼武「貿易業者に望む(09年2月例会席上)」(『貿易』10-3、1909年3月15日)4～7頁。
 - 34) 「関税改正に関する大蔵次官の諮問」(『臨時商業会議所連合会報告：明治41年1・2月』19～20頁、前掲『会議所資料』R6)。「大蔵省諮問案」(『東京朝日』1908年1月23日)。
 - 35) 1909年6月上旬、大蔵省主税局は3年間内外の調査結果として関税法の基礎案を脱稿。省内で10数回審議を重ね、条約改正準備委員会に提出される。「関税案の脱稿」(『中外商業新報』1909年6月8日)、「大蔵省輸入税表草案の概要」(JACAR : B06151101000、『第四特別委員会議事録』第3回の1)。

- 36) 「関税改正二関スル横浜商業会議所ノ意見書：明治42年6月」(JACAR：B12083074400、『関税二関スル建議請願雜纂』第2巻)「関税改正二関スル神戸商業会議所ノ意見書：明治42年9月」(JACAR：B12083076200、同第3巻)、「関税改正二関スル大阪商業会議所ノ意見書：明治42年9月」(JACAR：B12083076400、同第3巻)。
- 37) 全国商業会議所連合会「関税改正意見書」(前掲『会議所資料』R6)。
- 38) 金子堅太郎が1900年に組織した工業倶楽部を改組したもの。工業家の主体性は薄く、一種の官民連絡機関であったと評される。佐久間健『近代日本における財界の形成』(早稲田大学博士論文、2016年)。
- 39) 東京・横浜の貿易業を中心に製造業・銀行業者らが集った集団であり、貿易界第一の集団である(「日本貿易協会少史」『貿易』9-11、記念号付録、1909年11月、『日本貿易協会五十年史』1936年)。同協会は、五二会を組織し地場産業の振興をはかった前田正名が1893年より会頭を務めており、1897年に前田が会頭を降りた後に不振に陥っていた横浜支部を吸収するかたちをとり、東京の池田謙三(銀行業)、横浜の大谷嘉兵衛(茶貿易・銀行業)の二頭制をとり、1900年6月には機関誌の改刊を行い『貿易』を刊行した。同誌より日貿協の性格を検討した保田明子氏は、「純貿易主義」と「産業振興主義」を共存させた二面性を指摘する(「戦前・戦時期経済団体における貿易振興活動」『三田学術研究』63-2、2020年)。この二面性が、関税改正の円滑化を促したといえよう。
- 40) 日本工業協会『関税改正意見書』(1909年7月)、日本貿易協会関税調査委員『関税改正意見書』(1909年12月)。いずれも神戸大学社会科学系図書館所蔵。
- 41) とくに米穀関税をめぐるのは、政府当局者の強い反対があったが、政友会党人派の主導で増率される。これについては、同時並行で展開された地租軽減運動との関係から別に論じることとしたい。
- 42) 農商務省「関税調査に関する諮問答申建議請願要領」(JACAR：B06151100400『条約改正準備委員会議事録』第7巻分割5)、大蔵省主税局「関税に関する諮問答申建議請願の要領」(JACAR：B06151100600『議事録』第7巻分割7)。
- 43) ただし政府当局者の求めに対し、答申の集まりは遅れていたという。農商務省は「商業会議所を初め各種の公共団体」へ諮問するも、1909年3月下旬の期限には答申が集まらず、とくに会議所からの答申は皆無であった(「関税問題研究如何」『中外商業新報』1909年3月30日)。答申の遅れは、政府案立案の遅れの一因となった。
- 44) 註40参照。日工協の意見書では、「本会は極端なる保護主義の下に敢て効率の課税を主張せず、要は種類品目に依りて適当に課税し以て工業の発達を期し国利国民服に合致すべき方法に依られんことを欲し主として此の趣旨を以て調査の方針と為せ……工業の進行を計ると共に最低度の税率を撰み物価の低廉を期せんことを努めたり」(6頁)とあり、総会にて、関税調査を担当した日比谷委員長が、経過報告とともに、産

- 業保護と国庫収入の折衷を説いた（『日本工業協会総会』『時事新報』1909年7月29日）。日貿協の意見書では、「日本貿易協会は其名の如く貿易業者を根本とせる団体なれば基礎を貿易に措けり、故に関税改正に対する意見も貿易の発達を図る範囲に於てし……我国の国情よりすれば内地の産業を発達せしむる為め或特殊の物品には保護的関税を課せざるべからず、輸出入を盛大ならしむる為め自由ならざるべからず、国家経済を整備せしむる為め収入政策も亦止むを得ざるを以て此等凡ての中枢点を摘採し一々自己の取扱へる貨物に就て直接経験を基とし猶経験意外に專業者に就きその意見を正し折衷し成案と為せり」（1頁）とある。
- 45) 工業倶楽部の関税改正調査に対し、ある業界誌は、折衷的な態度や曖昧な基準による税表形成への不満を寄せた。石山素投「曖昧杜撰を極めたる工業協会の關稅改正意見書」（『実業の世界』6 - 14、1909年12月）1216 ~ 18頁。
 - 46) 『貿易』誌上の「会誌及会員動靜」欄による。
 - 47) 池田謙三「現今の商工業界に就て」（『東京商業會議所月報』2 - 3、1909年3月25日）。
 - 48) 日比谷平左衛門「関税改正と商工業家」（同上2 - 5、1909年5月25日）。
 - 49) 財界振興会、実業家諮問会、朝野経済研究会など呼称は定まらないが、いずれにせよ財政と経済の融合による財界振興を目的に、有力銀行家の集まりである「鰻会」の決議によって設けられた。桂の私的な諮問機関としての性格を帯びつつも、業種業態の枠を超えた連絡交換のみならず官財間での意見交流の場としても機能し、1911年までに計11回開かれた。下重直樹「日露戦後財政と桂新党」（『日本歴史』710、2007年）。
 - 50) 『本邦事業恢復ニ関スル実業家ノ意見書』（JACAR：A18110121700）。諮問に対する答申の提出者は、和田豊治・日比谷半左衛門・浜口吉右衛門ら紡績業有力者、池田謙三ら金融資本家、野沢源次郎ら有力貿易商、三菱の莊田平五郎ら財閥顔役など。
 - 51) 莊田平五郎「関税に就て」（1909年5月、同上より）。
 - 52) 「臨時商業會議所連合会報告：明治41年6月」（前掲『會議所資料』R6）1 ~ 6・21 ~ 29頁。「臨時商業會議所連合会議事速記録：明治41年6月」（同上）1 ~ 20頁。
 - 53) 同上「議事速記録」46 ~ 7頁。
 - 54) 前掲「関税改正ニ関スル横浜商業會議所ノ意見書（明治四十二年六月）」、前掲「関税改正ニ関スル神戸商業會議所ノ意見書（明治四十二年九月）」。
 - 55) 神戸商業會議所では、1907年7月に設置した「保護政策調査委員」に関税調査委員を担わせ、1908年4月に関税改正調査委員会を開いた（『神戸又新』1907年7月24日、1908年4月12日）。委員長は松方幸次郎がつとめ、ここで商工業の保護奨励を第一としその範囲内での国庫収入をはかる方針を決議し、今後毎月3回委員会を開き、毎回税関から専門官の出席を求めることとなった。しかし委員会は調査方針をめぐり中絶し松方は委員長を辞した。1909年8月末、関税調査委員総会は、松方の後任を

- 置かず調査を進行する事を決めた。「前調査に対しては反対説を唱ふるもの多きを以て更に委員会を開き汎く当業者の意見を徹して再調査に付すること、し特別議員及び各役員は毎回協議に参加すること」に決定し、この方針のもとに翌日から二日間、税関から専門官を招致して逐条審議をはかり、改正意見をまとめた（同 1908 年 8 月 25、28～29 日）。その内容は、産業保護に傾倒し反対論が強かった第一案に比べ穏当で、概ね自由貿易主義に基づく現行税率を維持する方針のもとで 1 千万円の収入増加をはかる、保護主義と自由主義の折衷的なものとなった。とくに内地生産豊富のものは、発達を妨げないものとして減税し、一般消費者の利として国家産業の発達をはかった点を特徴とした。
- 56) 「関税改正と会議所」(『万朝報』1909 年 8 月 29 日)、「会議所関税調査困難」(『時事新報』1909 年 9 月 26 日)。横浜案は自由貿易主義、大阪案は純然たる保護主義、神戸案は関税収入の増加を目的とし、大阪案は国定税率 4～5 割を標準とし、横浜案は国定と協定を折衷して 1 割～2 割 5 分とする、根本的な相違があったとされる。横浜商業会議所は「国定税率の過重を弊ありとし、可成的輕易ならんことを望むと共に、一方協定税則を設けて彼我貿易上の利便を計るの得策なるを信ず」と通商重視の自由貿易主義を志向した(横浜商業会議所「関税改正の方針・下」『貿易』10 - 9、1909 年 9 月、26 頁。『横浜商業会議所月報』152 の転載)。また神戸商業会議所は、横田孝史が代表して 1909 年 2 月 13 日の全商連総会に参加し、三税廃止の財源として関税収入の増加を求めている(『臨時商業会議所連合会議事速記録：明治 42 年 2 月』70 頁、『会議所資料』R6)。
 - 57) 「臨時商業会議所連合会議事速記録：明治 42 年 9 月」6～7 頁、『会議所資料』R6。
 - 58) 当初、条約改正準備委員会は、1910 年初頭より各国との条約交渉に入るべく、09 年 10 月中に政府案を編成し、第 26 議会を早期開会し迅速な議案審議・確定をはかりとした(前掲「第三回委員会記事」)。
 - 59) 石井前掲『中野武党と商業会議所』382 頁。佐賀前掲「压力団体による政党設立の試み」。
 - 60) 宮地前掲『日露戦後政治史の研究』。第 10 回選挙を契機に、全国に実業組合連合会が組織されたが、必ずしも政治運動の担い手として機能したとはいえなかった。新修神戸市史編集委員会編『新修神戸市史』(歴史編 4、1994 年) 325～26 頁。
 - 61) 商業会議所の年史類では桂内閣の会議所潰しとの評価が強いが、木村晴壽氏は法案審議過程の検討から政友会の主導性を指摘する(木村晴壽「戦前日本の商業会議所立法」『松本大学研究紀要』7、2009 年)。
 - 62) 石井前掲『中野武党と商業会議所』406～14 頁。
 - 63) 『原敬日記』1909 年 4 月 11 日。なお本稿では、原奎一郎編『原敬日記』(第 2・3 巻、乾元社、1950・51 年)を用いる、以下同じ。
 - 64) 根本正『第二十五回帝国議会報告』(1909 年)。根本の提出意図は次の通り。「選挙法

に於て郡市の権利差等あり、故に近來市選出の議員が郡部の公益を無視せん〔と〕するの行為なきにあらず。郡民は市民よりも割合に重税の負担を受くるの傾向あり。仮令は教育費の如き又市の水道設置に対し国庫より莫大の補助を出すのみにても其証明瞭たり。加之市選出議員は単に三税廃止を主張し地租の減税を顧みざるの不徳義あり。余は是等弊害を排除せんが為め衆議院選挙法改正案を提出し今日の如く市は僅に式百票を以て選出せらるゝ議員あり、郡は七千票を以て選出せらるゝ議員あり。如斯不公平なる現行法を改正せんと論議し以て後來の為め大に警告を與へ……」（句読点は引用者）。

- 65) 「市選出代議士会」（『時事新報』1909年2月27日）。「市の独立を破壊し市民商工の参政権を剥奪せんとする所の衆議院議員選挙法改正案は明かに帝国の国是に反し国運の発展を阻害すること極めて大なるを以て吾人全国各市の代表者は断じて之に反対す」との決議をはかった。
- 66) 第二十五回帝国議会議衆議院「衆議院銀選挙法中改正法律案委員会議録」第三回、1909年3月8日。
- 67) 石井前掲『制度変革の政治経済過程』とくに第七章。
- 68) 地租軽減運動の運動過程についての分析は、別稿を予定している。
- 69) 日比谷前掲「関税改正と商工業家」。
- 70) 久保文克「大日本製糖の破綻と再生」（宇田川勝ほか編著『失敗と再生の経営史』有斐閣、2005年）。
- 71) 非幹部派の動向については、伊藤前掲『日清・日露戦後経営と議会政治』に詳しい。ただし栗原らが二日会メンバーであった事実は、日糖事件の調査（『日糖事件記録』前・後編、東京大学法学部図書館所蔵）からはうかがえない。摘発された金銭授受の対象が、栗原と桜井が第23議会での砂糖戻税案の通過、二日会メンバーが第24議会での砂糖官営化と異なること。第24議会の予算委員長人事では、栗原の内定に対して二日会の後押しで大岡が当選したこと（「砂糖官営醜聞」『東京朝日』1908年2月29日）から、一括して把握することは難しいといえよう。
- 72) 第25議会以来、衆議院特別委員会と政務調査会の連携を重視した（『中央新聞』1909年1月17日）。
- 73) 政府案の公示が議会開会後であるため「関税改正に関しては議院に於て同案の特別委員あるを以て右分科会には主査を設け」なかった（立憲政友会史編纂部『立憲政友会史』第三卷、1925年）201頁。
- 74) 伏見岳人『近代日本の予算政治』（東京大学出版会、2013年）。伏見氏は、桂太郎－藩閥勢力との事前交渉による提携関係の構築と破綻を、予算交渉過程や鉄道政策の展開を中心に整理する。
- 75) 『原敬日記』1910年1月24日。
- 76) 減租強硬派として、地租一分減の断行を訴え、この要求が容れられない場合は脱党す

- るとの連判状の作成を主導した。「政友会硬派会合」(『東京朝日』1910年1月25日)。
- 77) 政友会の内訌により関税調査が紛糾するのではないかと懸念する報道もあった(「政友会に不平多し」『万朝報』1910年1月7日)。
- 78) 日露戦争前後において、党人派政策通を基礎とする政策立案が政友会の組織的安定を促したことについては、別稿を予定している。
- 79) 「実業家と立法参与」(『時事新報』1909年6月4日)。
- 80) 「政友会関税調査会」(『中外商業』1909年9月29日)。
- 81) 「関税案と政友会」(『徳島毎日』1910年3月1日)。なお『徳島毎日』は、懇談会に参加した阿波藍保護派(後述)を支援しており、十分な信憑性をもつといえよう。
- 82) 「机の塵」(『万朝報』1910年2月27日)。
- 83) 「帝國議會ニ於テ関稅定率法改正案ヲ修正セル事項：明治43年3月」(JACAR：B12082849800、『帝國関税関係雑件』第4巻)。
- 84) 米穀関税は別に検討を要する。クロール酸カリをめぐっては、化学産業の国産奨励とマッチ生産業の保護が衝突した。マッチ業者は、政友会-衆議院による修正案の提示を懸念し、関税率修正の最終局面(1910年3月)には電報等を駆使して保護関税をとる政府案の維持を懇願した(「関税改正ニ関スル日本熨寸同業組合ノ建議」JACAR：B12083070900、『関税ニ関スル建議請願雑纂』第1巻など)。結果として貴族院は政府案を復活させ、両院協議会にて政府案が可決された。また葡萄酒、亜麻織糸、アニリン等化学染料は、英独仏との関税協定により低減されることとなった。
- 85) その結果、1909年9月に基準従価率を定めた政府案が決議されるも、大蔵省内で従量税へと換算する過程で誤りが生じ、同年12月に税表案が再度決議された。
- 86) 川島前掲『通商条約と通商政策の変遷』28～31頁
- 87) 鉄類については、造船業等の工業原料としての輸入促進と、八幡製鉄所を中心とする製鉄事業に対する関税保護を、いかにして調整するかを課題とした(本宮前掲「1911年関税改正の意義」)。とくに外務省は関税率軽減の立場をとり、衆議院特別委員会の議事では、石井外相が国庫補助による非関税的支援による調整を主張し、その中身は考究中と応答した(『関税定率法改正法律案委員会議事録』第9回、1910年2月21日)。
- 88) 東京製綱は、1903年にも大蔵省へ「鋼索製造原料 硬質鋼棒輸入税免除願」を提出している(東京商業会議所編『保護政策調査資料』第一集、1904年)。
- 89) 安田商事は八幡製鉄所での線材国産化を背景に1912年に八幡に製釘工場を設置・始動させている(現、安田工業)。兒玉州平「釘穴から日本帝国を覗く」(『地域史研究』118、2018年)。
- 90) ワイヤロッドは1906年の関税改正にて、官営製鉄所による生産保護を理由に従価30%の保護関税を設けたが、関税協定で実際には7.5～10%にとどまった。政府案は、製鉄業奨励との調和を図り15%、政友会は原料輸入の促進を図り下方修正(12%)

した。

- 91) 川島前掲『通商条約と通商政策の変遷』174 頁。
- 92) 『関税定率法改正法律案委員会議事録』（第 10 回、1910 年 2 月 22 日）。
- 93) 『関税定率法改正法律案委員会議事録』（第 9 回、1910 年 2 月 21 日）。
- 94) 山本悌二郎は、横浜電線の主張を受けて、原料である銅線やゴムへの関税と加工品である絶縁電線との釣り合いがとれないことを指摘した（同上）。
- 95) 「電線輸入税率改正ニ関スル建議書（明治四十二年八月）」（B12083075300、『関税ニ関スル建議請願雑纂』第二巻）、⁹⁵⁾「電線関税率ニ関スル意見書（明治四十三年二月）」（B12083070700、同第一巻）。関東の日本電線、横浜電線、藤倉電線、関西の矢部電線、津田合名、日本電線製造の電線大手六社による。
- 96) 古河電気工業株式会社編『創業 100 年史』（古河電気工業、1991 年）第 2 章第 2 節。
- 97) 「船主同盟会総会の議案」[「船主同盟会総会」]（『海商通報』1697、1909 年 11 月 9 日）。
- 98) 「船舶輸入関税問題」（同上）。松方は「船舶の材料として輸入さるゝ鉄類か今後約二割の関税を徴収さるゝ事ゝなれりとせばその製品として輸入せるゝ船舶かその二倍の関税を課せらるゝも至当」と説く。
- 99) 「船主同盟会東部例会」（同 1739、1910 年 2 月 22 日）。
- 100) 神戸海運業組合編『神戸海運五十年史』（1923 年）150 頁。
- 101) 同上、150・186 頁。なお、同書は 1911 年改正の要点についての説明（178 頁）で、10 年以上を 15 円、10 年未満を 10 円と実際とは逆に記述しており注意する必要がある。
- 102) 『関税定率法改正法律案委員会議事録』（第 10・11 回、1910 年 2 月 22・28 日）。
- 103) 「造船所側の運動」（『万朝報』1910 年 3 月 1 日）。ただし造船業界にも異論があり、長崎三菱造船所は、造船原料の無税・減率を求め一方、船舶については「海運保護の主旨」から低率な現行税率－従価 15%の維持を求めた。「関税改正ニ付三菱造船所奉答要旨：明治 42 年 2 月」（JACAR：B12083074500『関税ニ関スル建議請願雑纂』第 2 巻）。
- 104) 両陣営の運動過程・要求の詳細は、「輸入藍増率ノ義ニ関スル請願：明治 43 年 2 月」（JACAR：B12083070200～300、『関税ニ関スル建議請願雑纂』第 1 巻）。
- 105) 阿波藍関税保護運動については以下の調査報告書を参照。拙稿「阿波藍衰退史の再検討：藍をめぐる保護関税運動の構造と展開」「衰退期における藍業と同業組合：藍産地徳島における藍業者の政治経済活動を検討して」（『高梨学術奨励基金若手研究助成成果報告書』2021 / 2022 年）。徳島の阿波藍当業者の運動過程などは、別稿で検討したい。
- 106) 『関税定率法改正法律案委員会議事録』第 10・11 回、1910 年 2 月 22・28 日）。
- 107) 「藍関税と謝電」（『徳島毎日』1910 年 3 月 10 日）。
- 108) 彩霞郷人（鶴飼天淵）「側面より観たる関税案」（『皮革世界』4 - 5、1910 年 3 月 5

- 日)。「名を税案の不完全に籍りて、実は私利を果さんとする者輩出し、政党又各商工業者の為に請托を容れんとし、従つて彼れを保護して此を保護せされは不公平との論を生じ」、「保護主義の流行」に結果したとする。
- 109) 天淵生「関税改正と吾人の注文」(『皮革世界』3-3、1909年2月)。
- 110) 「政友関税案の修正」(『読売』1910年3月3日)
- 111) 『原敬日記』1910年3月3日。
- 112) 『原敬日記』1910年3月8日。
- 113) 「関税案と政府」(『中央新聞』1910年3月8日)、「関税率改正案」(同9日)。
- 114) 「十分に審査し又本部調査会に於て政府委員並に当業者より十分に意見を聞き取りたるものにて、今年議案の審査中に於て最も尽力したるものなり、通商條約改正に必要なりと思ひたるに依る、政府も親しく当業者並に委員の説を聞き其誤謬を発見したるものも之ありたり」(『原敬日記』1910年3月4日)。「政府大臣等始め委員等之勉強は勿論、貴衆両院之議員等も殊之外精勵仕候」(1910年3月9日付山県有朋宛桂太郎書簡『桂太郎書簡集』92-60、417頁)。
- 115) 「1911年7月10日、日独通商航海条約及び特別相互関税協約御批准奏請の件」(JACAR: B06151127800、『日独通商航海条約改訂一件』第5巻分割3)。なお独逸との協定輸出品目のなかで化学染料の輸入額は突出しており、明治41・42年の平均輸入額は、人造藍が約480万-全体の45%、アニリン等のコールタール染料が約240万円-同23%であった(「独逸へ関税協定を許与せる物品」同上)。
- 116) 原田敬一氏は、原敬が都市部への政治基盤の扶植の難しさを認識する契機の一つが、明治末期の兵庫県神戸市部の補欠選挙であったと指摘する。前掲『新修神戸市史』(歴史編4)329頁。

* 本論文は、公益財団法人高梨学術奨励基金若手研究助成(2020・2021年度)による成果の一部である。